

# 製品安全データシート

## 【製造社情報】

会社名 株式会社 ツネミ  
住所 〒800-0117  
福岡県北九州市門司区恒見1313-13  
連絡先 TEL 093-481-0278 FAX 093-481-0390

作成日 平成29年 8月21日  
改訂日 平成30年10月10日

## 【製品名】 さびとめ〜る

推奨用途及び使用上の制限

潤滑油、コンクリート、モルタル構造物の金属腐食防止剤

### ①. 【危険有害性の要約】

#### GHS分類

GHSラベル要素



分類実施日 H23.3.15、政府向けGHS分類ガイドンス(H22.7月版)を使用  
物理化学的危険性  
健康有害性 性 区分1(血液、心血管系)  
(単回ばく露)  
性 区分1(血液)  
(反復ばく露) 区分2(呼吸器系、肝臓、腎臓、副腎、心血管系)

注) 上記で区分の記載がない危険有害性は政府向けガイドンス  
文書で規定された[分類対象外]、[区分外]または[分類できない]  
に該当するものであり、後述の該当項目の説明を確認する必要がある。

危険有害性情報 血液、心血管系臓器の障害  
長期にわたるまたは反復ばく露による血液の障害  
系  
臓器、心血管系臓器の障害のおそれ

注意喚起語 危険

注意書き

[安全対策] ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱後は手をよく洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

[応急措置] ばく露した場合: 医師に連絡すること。  
気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

[保管] 施錠して保管すること。

[廃棄] 内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に  
業務委託すること。

②.【組成及び成分情報】

| 単一製品・混合物の区別: | 混合物          |         |            | (化審法・安衛法) |
|--------------|--------------|---------|------------|-----------|
| 化学物質         | 名            | 分子式     | CAS番号      | 官報公示整理番号  |
|              | 亜硝酸カルシウム     | CaN2O4  | 13780-06-8 | 1-187     |
|              | 水酸化カルシウム     | Ca(OH)2 | 1305-62-0  | 1-181     |
|              | 界面活性剤        | —       | —          | —         |
| PRTR法        | : 届出対象に該当しない |         |            |           |
| 安衛法通知物質      | : 通知対象に該当しない |         |            |           |
| 毒劇物          | : 該当しない      |         |            |           |
| 航空・船舶危険物     | : 該当しない      |         |            |           |

③.【応急措置】

|              |   |
|--------------|---|
| 吸入した場合       | 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。                              |
| 皮膚に付着した場合    | 水と石鹸で洗い、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。                   |
| 眼に入った場合      | 水で注意深く洗い、眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。                |
| 飲み込んだ場合      | 口を漱ぎ、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。                         |
| 性症状          | 吸入 : データなし<br>皮膚 : データなし<br>眼 : データなし<br>経口摂取 : データなし |
| 最も重要な兆候及び症状  | データなし   |
| 応急措置をする者の保護  | データなし   |
| 医師に対する特別注意事項 | データなし   |

④.【火災時の措置】

|             |   |
|-------------|---|
| 消火剤         | 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤(水素化炭酸塩を除く)、乾燥砂類  |
| 使ってはならない消火剤 | データなし   |
| 特有の危険有害性    | それ自身は燃えないが、支燃性である。<br>可燃物(木、紙、油、布等)を発火させるおそれがある。<br>火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。<br>熱及び不純物の混入により爆発するおそれがある。<br>火災時に刺激性、腐食性及び毒性ガス発生のおそれがある。 |
| 特有の消火方法     | 危険でなければ火災区域から容器を移動する。<br>消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。<br>容器が熱に晒されているときは、移動しない。  |
| 消火を行う者の保護   | 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。   |

⑤.【漏出時の措置】

|            |  |
|------------|--|
| 人体に対する注意事項 | 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  |
| 保護具および緊急措置 | 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。<br>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。<br>関係者以外の立入りを禁止する。<br>密閉された場所に立入る前に換気する。 |
| 環境に対する注意事項 | 環境に放出しないこと。  |
| 回収・中和      | 漏洩物を拭き取り集める。酸類で中和してはならない。  |
| 封じ込め及び浄化方法 | 砂や土、セメントで封じる。少量の時は、大量の水で洗い流す。  |
| 二次災害の防止策   | 漏出物を回収する。  |

⑥.【取扱い及び保管上の注意】

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 取扱い | 技術的対策   | 消防法・毒劇法の規定に従う。<br>局所排気・全体換気：『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。<br>安全取扱い注意事項：ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。取扱後は手をよく洗うこと。<br>この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 |
| 保管  | 技術的対策：消防法・毒劇法の規定に従う。<br>保管条件：施錠して保管すること。<br>容器包装材料：データなし。 |   |

⑦.【曝露防止及び保護措置】

|      |   |
|------|---|
| 管理濃度 | 未設定   |
| 許容濃度 | 日本産衛学会：未設定<br>ACGIH：未設定   |
| 設備対策 | 貯蔵ないし取扱う作業場には、適切な洗眼器と安全シャワーを設置すること。<br>ばく露防止のため、作業場には適切な全体換気装置<br>局所排気装置を設置すること。                          |
| 保護具  | 呼吸器の保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。<br>手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。<br>眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。<br>皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。 |
| 衛生対策 | 取扱い後はよく手を洗うこと。  |

⑧.【物理的及び化学的性質】

|               |    |          |
|---------------|----|----------|
| 状態            | 形状 |          |
|               | 色  | 淡黄色微懸濁   |
|               | 臭い | データなし    |
|               | pH | 9.0-11.0 |
| 融点・凝固点        |    | データなし    |
| 沸点・初留点及び沸騰範囲  |    | データなし    |
| 引火点           |    | データなし    |
| 自然発火温度        |    | データなし    |
| 燃焼性(固体・ガス)    |    | データなし    |
| 爆発範囲          |    | データなし    |
| 蒸気圧           |    | データなし    |
| 蒸気密度          |    | データなし    |
| 蒸発速度(酢酸ブチル=1) |    | データなし    |
| 溶解度           |    | データなし    |
| オクタノール・水分配係数  |    | データなし    |
| 分解温度          |    | データなし    |
| 粘度            |    | データなし    |
| 粉じん爆発下限濃度     |    | データなし    |
| 最小発火エネルギー     |    | データなし    |
| 体積抵抗率(導電率)    |    | データなし    |

⑨.【安定性及び反応性】

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 安定性        | 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。 |
| 危険有害反応可能性  | データなし                       |
| 避けるべき条件    | データなし                       |
| 混触危険物質     | データなし                       |
| 危険有害な分解生成物 | データなし                       |

⑩.【有害性情報】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 急性毒性                   |   |
| 経口                     | データなし (GHS分類:分類できない)  |
| 経皮                     | データなし (GHS分類:分類できない)  |
| 皮膚腐食性・刺激性              | 人の皮膚、粘膜に対して刺激性がある。  |
| 眼に対する重篤な損傷・刺激性         | 目、粘膜に対して刺激性がある。   |
| 呼吸器感作性又は皮膚感作性          | 呼吸器感作性:データなし。(GHS分類:分類できない)   |
| 生殖細胞変異原性               | 亜硝酸塩をマウスに投与後の生殖細胞を用いたUDS試験(生殖細胞遺伝毒性試験)でUDS反応が認められなかった(JECFA NITRITE (WHO Food Additives Series 35)(1996))が、試験物質が亜硝酸カルシウムかどうか不明。(GHS分類:分類できない)   |
| 生殖毒性                   | 本物質そのものの情報はなく、水溶性硝酸塩として亜硝酸ナトリウム、亜硝酸カリウムの動物試験でも陽性、陰性の報告(ECETOC TR27(1988), NTP TR495(2001))が拮抗している。(GHS分類:分類できない)  |
| 特定標的臓器・全身毒性<br>(単回ばく露) | 本物質そのものの情報はなく、亜硝酸塩はヒトでメヘモグロビン血症を生じ、また静脈、心臓、末梢動脈の筋弛緩を生じ低血圧による酸素欠乏症を生じる。(PIM G016(1996))(GHS分類:区分1(血液、心血管系))  |
| 特定標的臓器・全身毒性<br>(反復ばく露) | 本物質そのものの情報はなく、水溶性亜硝酸塩として亜硝酸ナトリウム、亜硝酸カリウムの動物試験で区分1の用量でメヘモグロビン濃度の増加(JECFA Food Additives Series 50(2003))が、区分2の用量で副腎皮質球状体肥大、肝臓、脾臓のうっ血、腎臓の炎症と変性、呼吸器系の気腫、心血管系の変性巣がみられた。(ECETOC TR No.27 (1988)) (GHS分類:区分1(血液)、区分2(呼吸器系、肝臓、腎臓、副腎、心血管系)) |
| 吸引性呼吸器有害性              | データなし (GHS分類:分類できない)  |

⑪.【環境影響情報】

|                      |   |
|----------------------|---|
| 生態毒性                 |   |
| 水生環境有害性<br>(急性有害性)   | データなし (GHS分類:分類できない)                            |
| (長期間有害性)<br>(長期間有害性) | データなし (GHS分類:分類できない)                            |
| オゾン層への有害性            | 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。<br>(GHS分類:分類できない) |

⑫.【廃棄上の注意】

|          |  |
|----------|--|
| 残余廃棄物    | 可能な限り無害化、安定化及び中和等を行って危険有害性の低い状態にする。<br>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 |
| 汚染容器及び包装 | 容器を清浄にして、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。<br>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。  |

⑬.【輸送上の注意】

該当の有無は製品によっても異なる場合がある。法規に則った試験の情報に基づく修正の必要がある。

|             |   |
|-------------|---|
| 国連番号        | 2627  |
| 品名          | 無機亜硝酸塩類(固体)   |
| Name        | NITRITES, INORGANIC, N.O.S.   |
| クラス         | 5.1   |
| PG          | II  |
| 海洋汚染物質      | 非該当   |
| 国際規制        |   |
| 海上規制情報      | IMOの規定に従う。  |
| 航空規制情報      | ICAO・IATAの規定に従う。  |
| 国内規制        |   |
| 陸上規制情報      | 消防法・毒劇法の規定に従う。  |
| 海上規制情報      | 船舶安全法の規定に従う。  |
| 航空規制情報      | 航空法の規定に従う。  |
| 特別安全対策      | 移送時にイエローカードの保持が必要。<br>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。<br>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損・腐食・漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。<br>重量物を上積みしない。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | 140   |

⑭.【適用法令】

|           |   |
|-----------|---|
| 毒物及び劇物取締法 | 劇物(指定令第2条)(政令番号:2)                      |
| 水質汚濁防止法   | 有害物質(法第2条、令第2条、排水基準を定める省令第1条)           |
| 消防法       | 第1類酸化性固体、亜硝酸塩類(法第2条第7項・別表第1・第1類10、令第1条) |
| 船舶安全法     | 酸化性物質類・酸化性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)           |
| 航空法       | 酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)        |

⑮.【その他の情報】

|     |  |
|-----|--|
| その他 | <p>：本製品は、化学物質排出管理促進法(PRTR法)及び労働安全衛生法57条の2に定められたSDSの発行が必要な物質には該当しません。</p> <p>：本製品安全データシート(SDS)は、JIS Z 7250:2000「化学物質等安全データシート(SDS)第1部:「内容および項目の順序」に準じて作成しており、用語の定義は、JISに従っています。</p> <p>本データシートは、現時点で入手できる最新の資料・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。</p> <p>また、SDS中の注意事項は通常取扱いを対象にしたものです。</p> <p>製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途・使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用してください。</p> <p>また、弊社はSDS記載事項について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではなく、本データシートに記載されていない弊社が知見を有さない危険性がある可能性があります。</p> |
|-----|--|